

協定指定医療機関への指定基準

協定を締結する医療機関のうち、指定基準を満たした協定締結医療機関を第一種協定指定医療機関（病床の確保）または第二種協定指定医療機関（発熱外来・自宅療養者等への医療提供）に指定します。

第一種協定指定医療機関（病床確保）の指定要件	(1)最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 (2)当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能。 (3)新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められる。
第二種協定指定医療機関（発熱外来）の指定要件	(1)最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 (2)当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能。 (3)新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症の疑似症患者もしくは当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者もしくは当該新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められる。
第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療提供）の指定要件	(1)最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。 (2)新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療（オンライン診療、往診等）を提供する体制が整っていると認められる。